

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	美郷町自転車競技場設置条例第 5 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町自転車競技場設置条例第 5 条第 1 項、第 6 条 美郷町自転車競技場管理規則第 4 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町自転車競技場設置条例 (使用の許可) 第 5 条 競技場を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略 (使用の制限)</p> <p>第 6 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、競技場の使用を許可しない。</p> <p>(1) 使用の目的又は内容が、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 競技場の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、使用させることが適当でないとき。</p> <p>○美郷町自転車競技場管理規則 (許可の申請)</p> <p>第 4 条 競技場の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自転車競技場使用許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を使用日の 7 日前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、使用日の 6 日前であっても競技場の管理運営上支障がないときは、この限りでない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>即日</p>

備 考	使用日 7 日前までに申請。但し、使用日 6 日前であっても競技場の管理運営上支障がないときは、この限りでない。(規則 4 条)
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の後納の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町自転車競技場設置条例第 7 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町自転車競技場設置条例第 7 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町自転車競技場設置条例 （使用料） 第 7 条 略 2 前項の使用料は、使用を許可する時に徴収する。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町自転車競技場設置条例第 8 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町自転車競技場設置条例第 8 条 美郷町自転車競技場管理規則第 8 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町自転車競技場設置条例 (使用料の不還付) 第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>○美郷町自転車競技場管理規則 (使用料の還付) 第 8 条 条例第 8 条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 災害、降雨その他使用者の責めに帰することのできない事由により使用できなくなった場合 既納額の全額</p> <p>(2) 施設の管理上特にその必要性があると認め、使用許可を取消した場合 既納額の全額</p> <p>(3) 使用者の都合により使用しようとする日の 14 日前までに使用の中止を届け出した場合 既納額の全額</p> <p>(4) 使用者の都合により使用しようとする日の 7 日前までに使用の中止を届け出した場合 既納額の 100 分の 50 に相当する額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、自転車競技場使用料還付申請書（様式第 3 号）を当該事由が生じた後、速やかに教育委員会を経て町長に提出しなければならない。</p>
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>7 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の免除
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町自転車競技場設置条例第 9 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町自転車競技場設置条例第 9 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町自転車競技場設置条例 （使用料の免除） 第 9 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。 （1） 官公署及び教育機関が公のため使用する場合 （2） 町内の小中学校等が使用する場で、その使用について教育長が承認したもの （3） 町の後援を受けた団体が使用する場合 （4） 町長が特に必要と認めた場合
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日